



平成 26 年 9 月 4 日

各 位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 鷓浦 博夫
(コード番号9432 東証第一部)

株式会社NTTドコモによる自己株式公開買付け結果及び 当社個別決算での特別利益の計上に伴う個別業績予想の修正について

1. 株式会社NTTドコモによる自己株式公開買付け結果等について

当社子会社である株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）は、平成26年8月7日より自己株式の公開買付け（以下、本公開買付け）を実施しておりましたが、本公開買付けが平成26年9月3日をもって終了いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

また、当社の保有するドコモ普通株式のうち1億7,699万1,100株について、本公開買付けに応募した結果、その全てにつき買い付けられることとなり、当社個別決算において特別利益（関係会社株式売却益）2,990億円を計上する見込みとなりました。これに伴い、平成26年5月13日に公表した当社平成27年3月期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の通期個別業績予想を次項のとおり修正いたします。

2. 当期の個別業績予想数値の修正（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	422,000	277,000	272,000	274,000	250.00
今回修正予想（B）	417,000	272,000	267,000	557,000	510.00
増減額（B－A）	△5,000	△5,000	△5,000	283,000	
増減率（％）	△1.2	△1.8	△1.8	103.3	
（ご参考）前期実績 （平成26年3月期）	430,843	283,530	277,322	279,224	242.86

※営業収益の減は、ドコモ株式の売却に伴う受取配当金収入の減によるものです。

なお、平成27年3月期通期連結業績予想への影響はございません。

以 上

<本件に関する問合せ先>

日本電信電話株式会社 IR室

渡邊、小菅

TEL : 03-6838-5481

FAX : 03-6838-5499



平成 26 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ
代表者名 代表取締役社長 加藤 薫
(コード：9437、東証第一部)
問合せ先 総務部 株式担当
(TEL. 03-5156-1111)

自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 26 年 8 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 26 年 9 月 3 日を以て終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 26 年 8 月 7 日（木曜日）から平成 26 年 9 月 3 日（水曜日）まで（20 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,695 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 26 年 9 月 29 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いはおおのりです。

（イ） 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません）。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

（ロ） 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

2. 買付け等の結果

（1） 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	206,489,675株	一株	181,530,121株	181,530,121株

（2） あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(ご参考) 平成 26 年 4 月 25 日開催の取締役会における決議事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 320,000,000 株 (上限)
(平成 26 年 4 月 25 日現在の発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 7.72%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500,000,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 26 年 4 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日 |

以 上